

第2回平塚市地域福祉計画策定委員会

第2回平塚市地域福祉活動計画策定委員会

日時：平成30年10月29日（月） 14時00分 ～ 16時15分

場所：平塚市役所 3階 302会議室（災害対策本部室）

出欠：欠席3名（清水委員、片岡委員、長橋委員）

要録：

（福祉部長あいさつ）

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画をはじめとして、各計画の策定へ多大なお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。
- 6月の第1回策定委員会から、事務局においては計画事業の設定などについて庁内調整を行うとともに、関係団体の皆さまへの情報提供や、自殺対策・成年後見・生活困窮の各懇話会委員の皆さまを対象とした書面による意見照会を重ねてきたところ。
- また、9月に開催された「中間報告会」では計画事業の概要についてご意見をいただくなどして各計画の策定を進めてきた。
- 本日の委員会では、第4期地域福祉計画および関連諸計画を一体的に策定した計画書である「平塚市地域福祉リーディングプラン」の素案を皆さまへお示し、ご意見を頂戴する。皆さまからこれまでいただいたご意見を、できるだけ計画書の中に盛り込んで作成した。
- 本日の委員会や今後予定されているパブリックコメントなどにおけるご意見も踏まえつつ完成を目指していく所存。何とぞ忌憚のないご意見をよろしく願います。

議事：

（1）平塚市地域福祉計画（第3期）、平塚市地域福祉活動計画（第2期）の平成29年度事業実績報告について（資料1）

（事務局）

- 市計画及び社協計画について、両計画がともに地域福祉の推進を目的としていることから、今期計画から両者を一体的に作成することとした。
- 「協働による福祉のまちづくり」、「地域福祉の共通基盤づくり」という2つの基本目標を置き、それぞれの基本目標に対して具体の目標、施策の報告、実際の取組みを示す構造とし、両者の取組みを併記した。

- 両計画の取組み総数は124であり、うち個々の進捗状況を定量化することが困難な取組みを除いた95の取組みについて、5段階で進捗度を整理した。
- 計画全体で見ると平成29年度の取組みの90%以上が進捗度5又は4となっており、概ね計画どおりに進捗している。
- 目標1及び目標2については概ね計画どおりに取組みを進めているが、目標1において市社協が担当する地区懇談会の開催が、市全体に展開されておらず進捗度3の評価となった。
- 目標3では28年度の新たな取組みが2年目を迎え、評価を5から4としたケースがあるが、取組みは着実に推進されている。福祉活動の実施計画づくりは策定に至らず進捗度3となった。
- 目標4については取組みに遅れが生じている。避難行動要支援者登録制度や排除しない地域の実現に向けた働きかけについては、取組みが進展しているとは言いがたい状況が続き、取組みの強化が必要である。
- 特に進捗が不十分であった取組み（避難行動要支援者への支援など）は参考資料において下線で示している。
- 特に、避難行動要支援者登録制度については、引き続き対応強化を行うほか、福祉分野において対応可能な取組を別途に進めることも検討が必要と思われる。

(質疑応答・意見交換)

- ★ 委員：避難行動要支援者登録制度について、実態として進んでいないことを進捗で明確にした点について評価する。民生委員の立場でも、大きな課題と認識している。
- ★ 委員：避難行動要支援者への取組については、地域住民だけでなく、高齢者介護や障がい福祉の支援事業所などとの連動が必要と考える。福祉有償運送事業の中でも、利用者からの不安の声を聴く。
- ★ 委員：避難行動要支援が取組として進んでいないことは事実。必要不可欠なことであるので、策定中の第4期計画でもしっかりと進める必要がある。
 - 事務局：避難行動要支援者登録制度については、現行計画において進捗が特に芳しくないと認識。担当部署もさまざまな工夫はしているが、成果が出ていない。第4期計画においては福祉分野において対応可能な取組を別途に進める方向で検討している。

(2) 平塚市地域福祉計画（第4期）及び関連諸計画の素案について（資料事前配付）

（事務局）

- 名称については、社会福祉法改正により地域福祉計画が地域における福祉のあり方をリードする計画として位置づけられたことから、「平塚市地域福祉リーディングプラン」と名付けた。
- 第1章では、計画策定の背景を記載した。近年では地域生活課題の多様化により、地域共生社会の実現が求められてきている。また、福祉関連法が大きく変わった中で、特に自殺対策基本法、成年後見制度利用促進法、生活困窮者自立支援法の各法は、対象者を「高齢者」、「障がい者」などと特定できないという特徴を踏まえた計画策定が必要であるとの認識。
- 計画書の対象者は「すべての人々」としており、すべての人が対等な立場で地域福祉活動へ参加することを意味している。
- 地域福祉計画は平塚市総合計画を最上位計画としながら、地域福祉活動計画、自殺対策計画、成年後見利用促進計画、生活困窮者自立支援計画の4つの計画と合わせて一体的に策定する。
- 5つの計画を一体的に策定することにより、同一事業で複数課題に対応できるといったシナジー効果が生じるような工夫をする。
- 計画期間は5年とし、中間年度である2021年度に計画内容の点検を行う。
- 第2章では、地域福祉の現状と課題をデータでまとめている。課題の一つとして自治会、民生委員児童委員等の知名度が低いことが挙げられ、課題は可能な限り計画に反映させた。
- 第3章では、基本理念及び基本目標を記載した。支援の受け手が時に地域福祉の支え手となり、対等な立場で地域福祉活動に関わるという考え方を基本理念に表した。
- 基本理念を具現化するため、5つの基本目標を設定した。基本目標は複数連動しながら、各計画における取組みの基礎となっている。
- 第4章は、第4期平塚市地域福祉計画の章となっている。施策の推進の基本的な考え方として、地域共生力の高い支え合あいの地域づくりを目指すことを示した。
- P55から、地域福祉の推進に関する各取組みを記載している。福祉教育の充実など共生を実現するための取組みや、町内福祉村の新規開設促進など町内福祉村事業を充実させる取組み、民生委員児童委員の相談対応力向上促進など民生委員児童委員活動を支援する取組み、避難行動要支援者等に対する支援体制の充実など誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりを実現する

ための取組み、地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開など地域福祉推進のモデル的な取組みを記載した。

- P 7 0 からの福祉分野において総合的、横断的に取り組むべき事項について、誰もが分かりやすい情報提供の推進など地域の相談体制を拡充する取組みや、保健福祉関係相談機関の総合的対応強化など総合的・横断的支援体制を整備する取組み、民間活力による地域福祉活動の活性化促進などの取組みを記載した。

(市社協事務局)

- 第 5 章は、第 3 期平塚市地域福祉活動計画の章となっており、社協から説明する。P 7 9 に施策の推進の基本的な考え方を示した。さらに P 8 1 に取組み内容を示しており、4 つの柱をもとに 1 3 の計画事業を設定した。

(市事務局)

- 第 6 章は、第 1 期平塚市自殺対策計画の章となっている。年間自殺者数は依然として高く、特に高齢者、生活困窮者、勤務・経営に区分される人の自殺が多いため、重点的に対策に取り組む必要がある。
- 自殺対策の取組みとして、地域におけるネットワーク体制を強化する取組みや、ゲートキーパーの積極的養成など人材を育成する取組み、啓発周知の強化など市民へ啓発・周知する取組み、多重債務者や自死遺族の支援等による「生きること」への支援を促進する取組み、命の大切さを学ぶ機会の提供など児童生徒が S O S を出すことができる教育を推進する取組みを記載したもの。
- 第 7 章は、第 1 期平塚市成年後見制度利用促進計画の章となっている。はじめに計画の概要と、制度の認知度が低いといった課題を記載している。
- 成年後見制度利用促進計画の取組みとして、成年後見利用支援センター運営事業など制度利用支援体制の充実を図る取組みや、課題の多い親族後见人への支援拡充など権利擁護の担い手を支援する取組み、申立て者がいない人への支援など制度利用が困難な人を支援する取組み、ネットワーク体制構築など地域連携ネットワークをつくる取組みを記載した。
- 第 8 章は、第 1 期平塚市生活困窮者自立支援計画の章となっている。ホームレスが全国で約 6, 0 0 0 人いることや、経済問題による自殺者数が約 4, 0 0 0 人である状況を受け、1 0 の取組みを記載した。住居確保給付金の支給など自立をサポートする体制を充実させる取組みや、就労訓練など相談からつながる支援を拡充する取組み、関係機関との連携体制を強化する取組み、ホームレスの自立支援などいのちとくらしを支える取組みを記載した。
- 第 9 章は、計画の庁内外の推進体制の章となっている。自殺対策計画、成年後見利用促進計画及び困窮者支援計画は、各々庁内会議体を有し、それぞ

れの懇話会へ進捗状況の報告を行う。さらに、各懇話会の代表者が参画する平塚市地域福祉推進懇話会において、計画全体の進行管理を行っている。

- これらの計画書本体に加え、数値目標や市民意識調査、計画の策定経過などを一括して取りまとめたものが「別冊」となる。素案段階では、計画書を構成する5計画の数値等目標と市民意識調査の結果概要を中心に掲載する。計画期間が5年間であることをふまえ、数値目標は、現状（2017年度）・中間（2021年度）・最終（2023年度）の3段階で期間設定した。

（質疑応答・意見交換）

- ★ 委員：計画書のつくりや方向性などは評価できるが、市民が理解を深めるための工夫が必要。計画の目指す方向性や趣旨を説明する機会があると良い。
 - 事務局：何らかの形でそうした機会を設定することを計画書へ盛り込むこととしたい。
- ★ 委員：福祉有償運送については、行政が医療機関との間に入ったコーディネートなどを期待したい。
- ★ 委員：地区懇談会は非常に重要な取組みと考えるが、設置数が少ない。今後の対応をどう考えるか。
 - 市社協：地域福祉活動計画において、「地域生活課題の早期発見と対応力の向上」という取組を位置付けて、推進していきたい。
- ★ 委員：地域福祉活動計画において、取組みを見ていくと市社協と地区社協の取組みがまとめて記載されているように感じる。うまく分けて記載できると良い。また、社協という職員数も市役所と比べれば小さい組織で、これだけの計画内容をどのように進行管理していくのか。
 - 市社協：地域福祉活動計画については、社協全体で内容を共有し策定している。進行管理についても、社協組織全体で取り組みたい。
- ★ 委員：成年後見制度はとても分かりにくい。可能であれば、平塚市独自に「地域包括支援センター」を「高齢者よろず相談センター」と呼称しているように、分かりやすい表現のキャッチフレーズなどがあると良い。
 - 事務局：制度全体の呼称は国の所管となるが、市として分かりやすく成年後見制度を解説するなどの対応を図る。
- ★ 委員：要支援・要介護者は確かにサポートを受ける機会が多いが、十分に地域福祉活動における役割がある。その意味で、基本理念・基本目標の中でサポートを受ける立場の人が「自分は役に立てる」と感じられるような表記が必要ではないか。
- ★ 委員：地域共生力の高い地域づくりには、人材の確保が不可欠である。町

内福祉村も含め、地域人材の確保について言及すべきではないか。

- 事務局：地域福祉計画のコラムにおいて「地域福祉活動の担い手について」を掲載する予定。
- ★ 委員：専門相談の総合的対応については、よろず相談センターも日常的に行っていることではあるが、こうした取組みを全面展開するには人員配置などの手配も必要である。
 - 事務局：専門相談の総合的対応を進める「保健福祉関係相談機関の総合的対応強化」は試行的なものであり、その結果を踏まえてその後の展開を検討することとなっている。
- ★ 委員：成年後見制度利用促進の中核機関やネットワークの構築に関連して、利用者がメリットを感じられるよう、専門職団体や家庭裁判所と行政が連携することで、マッチング機能なども期待したい。
- ★ 委員：地域福祉人材の確保という観点から、ボランティアを完全に無償で募集するのは難しくなっている。たとえばボランティアの参加に対してポイントを付与し、税金や保険料などの軽減を受けられるようなメリットも必要と考える。
- ★ 委員長：困窮者支援計画における「自立相談支援事業」の目標が「プラン作成者のうち、就労又は増収となった人数」となっているが、まずはプランの作成数が国の示す目標ではないか。
 - 事務局：国からの提示が必ずしも義務的なものではないことを踏まえ、より前向きな目標として「就労又は増収となった人数」を目標に設定した。
- ★ 委員長：地域福祉計画の中には「着実に推進」とされた取組みがあるが、計画事業の一覧には見当たらない。これは計画事業なのか。
 - 事務局：他の計画事業と位置付けが異なることを明確化するため、別冊へまとめることとする。
- ★ 委員：貧困対策としてスクールソーシャルワーカーの相談数が出ているが、1人当たりの受け持ち人数が非常に多いと聞く。これについて改善の方向は示さないのか。
 - 事務局：ご指摘の課題は認識しているが、本計画書で具体の対応は記載することが困難である。教育委員会へ意見を伝達する。
- ★ 委員：いのちの大切さを学ぶ教育は、中学生からではなく小学生から対象とする必要があるのではないか。また、子どもだけではなく、関わる人たちにも啓発をしてもらいたい。
 - 事務局：実施年齢については、教育現場の意見も取り入れながら中学生向けの講演会を行っているところ。また、教職員向けの研修会等も行う

ことで関係者への周知も行っている。

- ★ 委員長：事務局には、本日の委員会における意見やパブリックコメントなどを十分に取り入れて、完成を目指していただくことをお願いしたい。

(3) 今後のスケジュールについて（資料2）

（事務局）

- 本日の第2回地域福祉計画策定委員会の後、理事者への概要説明、庁議、11月下旬からのパブリックコメント等を予定している。
- 2019年2月初旬を目途に第3回の地域福祉計画策定委員会を開催する。第3回策定委員会において、パブリックコメントの意見を反映したリーディングプランの策定案を提示し、事務的な手続きを経て、今年度内に策定するスケジュールとなる。

(4) その他

（事務局）

- 第3回策定委員会は2019年2月初旬を予定。詳細が決定次第、通知する。
- パブリックコメントについては、ご関係の皆さまへお声かけをいただければ幸い。よろしく願います。

以 上